

「かわしんファクシミリサービス」利用規定

1. かわしんファクシミリサービスの取り扱いについて、当金庫で受信した暗証番号及び口座番号が届出の暗証番号及び口座番号と一致した場合には、送信した者を契約者とみなし連絡・応答します。
なお、当金庫から届出のファクシミリへ連絡する場合には、着信応答した者を契約者とみなし連絡します。
2. 振込依頼人からの訂正依頼、受入証券類の不渡、その他相当の事由がある場合には、すでに連絡または応答を受けた内容について、変更または取消しをすることがあります。
3. 通信混雑などによるファクシミリの不通及び機器障害ならびに天災地変その他やむを得ない事由により、連絡・応答が遅延したり、不能となることがあっても当金庫は一切の責任を負いません。
4. かわしんファクシミリサービスの利用手数料は、翌月 15 日（休日の場合は翌営業日）に当金庫所定の金額を当座預金規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出しなし、または普通預金通帳ならびに普通預金払戻請求書なしで利用手数料口座から引落します。
5. かわしんファクシミリサービス申込書に記入した届出内容に変更があるときは、当金庫所定の書面により届け出てください。
6. お客さまは、本申込について、下記「反社会的勢力ではないこと等の表明・確約」に関し同意のうえ申込むものとします。

(反社会的勢力ではないこと等の表明・確約に関する同意)

私は、次の（１）の各号のいずれかに該当し、もしくは、（２）の各号のいずれかに該当する行為をし、または（１）にもとづく表明・確約に関し虚偽の申告をしたことが判明した場合にはこのサービスが解約されても異議を申しません。なお、この解約によって生じた損害については、一切私の責任とします。

- （１）私は現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の各号に掲げる事由に該当しないことを表明し、かつ将来にわたり該当しないことを確約します。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- （２）私は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為

- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

7. 以下の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでもお客さまに事前に通知することなく本サービスを解約できるものとします。

- (1) 当金庫に支払うべきかわしんファクシミリサービスの利用手数料の支払いが遅延したとき
- (2) 支払の停止、破産、特別清算、会社更生もしくは民事再生手続開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき、お客さまの財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があったとき
- (3) 住所変更の手続きを怠るなどにより、当金庫において契約者の所在が不明となったとき
- (4) かわしんファクシミリサービスの照会・通知指定口座を解約したとき
- (5) 本利用規定6.（反社会的勢力ではないこと等の表明・確約に関する同意）に反したとき
- (6) 1年以上にわたり、この取り扱いによる照会または通知が発生しないとき
- (7) 相続の開始があったとき
- (8) 事業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき、その他営業活動を休止したとき
- (9) 手形交換所またはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
- (10) 暗証番号の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき
- (11) 本利用規定7.（2）及び（9）の他、お客さまの信用状態に重大な変化が生じたと当金庫が判断したとき
- (12) 申込書等または本利用規定に定める届出（変更の届出を含みます）につき、届出または記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明したとき
- (13) 本サービスが法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます）や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると当金庫が判断したとき、及び犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断したとき
- (14) 本サービスを継続するうえで支障があると当金庫が判断したとき

8. この取扱いについて、仮に紛議が生じても当金庫の責によるものを除き、当金庫は一切の責任を負いません。

9. 当金庫は、本規定の内容を任意に変更できるものとします。変更内容は、当金庫ホームページでの表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

10. お客さまは、本サービスによって知り得た当金庫及び第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。

11. 本サービスの準拠法は日本法とします。

本サービスに基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫（本店）の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

- 1 2. 本サービスに基づくお客さまの権利は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入・貸与等することができません。
- 1 3. 当金庫は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。この場合、契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

以 上